

本宮市役所地球温暖化防止 実行計画



平成21年6月
本宮市

目 次

第1章 基本的事項	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間及び基準年度	1
4. 計画の対象範囲	1
5. 対象となる温室効果ガス	1
第2章 温室効果ガスの総排出量及び削減目標	2
1. 温室効果ガス排出量の現状	2
2. 本計画の削減目標	2
第3章 取り組みの内容	3
1. 一般事務における取り組み項目	3
2. 公共事業における取り組み項目	4
3. 環境に配慮した物品等の購入に関する取り組み	5
4. 職員の環境保全意識の向上	5
第4章 計画の推進と実施状況の点検・評価・公表	5
1. 推進体制	5
2. 推進方法	5
3. 計画の実施状況等の公表	5
参考資料	
温室効果ガスの性質	6
グリーン購入の推進に関する基本方針	7

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨

現在、最も重要な環境問題の一つと言われている地球温暖化問題は、日常的な市民生活や事業活動に密接に関係しており、その解決に向けては、必要以上に資源やエネルギーを消費するライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会への変革が求められており、市民、事業者、行政が連携、協働しながら積極的に環境保全に向けた行動を推進していくことが必要です。

平成19年のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書でも、人為起源による温室効果ガスの増加が地球温暖化の原因として、ほぼ断定されました。

本宮市でも、平成20年度に環境の保全と創造に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すため「本宮市環境基本条例」を制定するとともに、同年度に策定した「本宮市環境基本計画」でも地球環境への負荷の少ないまちづくりの実践を掲げています。

このような中、本宮市も様々な事務、事業を進める中で、自ら率先して環境に配慮した取り組みを実践していくことは、環境負荷の低減に大きな効果があるだけでなく、市民、事業者の自主的かつ積極的な行動を促すことにつながります。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本宮市役所が、自らの事務、事業を対象として、地球温暖化対策に取り組んでいくため策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、「本宮市環境基本計画」に基づく、地球温暖化対策への取り組みであるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条において、市町村への策定が義務付けられている、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」として位置付けるものです。

3. 計画の期間及び基準年度

本計画は、平成21年度（2009年度）を初年度とし、平成25年度（2013年度）を目標年度とします。

また、計画の基準年は、平成19年度（2007年度）とします。

4. 計画の対象範囲

本計画は、本宮市役所が実施する全ての事務及び事業を対象とします。ただし、外部委託等により実施する事務、事業や市が所有している施設の中で、指定管理者等により管理運営されている施設の事務、事業については対象外としますが、これらの受託者等に対しては、環境負荷の低減のための措置を講じるよう要請することとします。

5. 対象となる温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6種類の温室効果ガスを対象としていますが、当面は、これらの中でも排出量が極めて多い、二酸化炭素を削減の対象とします。

第2章 温室効果ガスの総排出量及び削減目標

1. 温室効果ガス排出量の現状

本計画の基準年度である、平成19年度の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は、下記のとおりです。

■区分ごとの排出量

区 分	基準年度（H. 19）	計画目標値（H. 25）
	【CO ₂ 排出量】	【CO ₂ 排出量】
	t-CO ₂	t-CO ₂
施設からの排出量	3,445	3,238
車両からの排出量	175	164
合 計	3,620	3,402

■種類ごとの排出量

区 分	基準年度（H. 19）		計画目標値（H. 25）	
	使用量	【CO ₂ 排出量】 t-CO ₂	使用量	【CO ₂ 排出量】 t-CO ₂
電気(kwh)	3,700,901	2,054	3,478,847	1,930
水道(m ³)	137,509	49	129,258	46
ガス(m ³)	14,258	42	13,403	40
灯油(ℓ)	359,376	894	337,814	841
重油(ℓ)	149,300	404	140,342	380
ガソリン(ℓ)	52,060	120	48,936	113
軽油(ℓ)	21,243	55	19,968	52

※端数処理の関係上、各区分と種類の合計は一致しない。

2. 本計画の削減目標

基準年である平成19年度比で、6%以上削減することを目標とします。

第3章 取り組みの内容

1. 一般事務における取り組み項目

温室効果ガスの削減目標を達成するためには、各職場において様々な取り組みを実践していかなければなりません。

以下は、全ての職場で日常的に配慮すべき基本的な取組項目を掲げました。

具体的取組項目		
1. エネルギー 使用量の 削減	(1) 照明の使用	①始業前や昼休み及び残業時間等の不用な照明を消します。 ②各職場の最終退庁者は、消灯を確認します。 ③利用場所の明るさに応じ、蛍光灯の本数を間引きします。 ④使用していない会議室、湯沸し室、トイレ等は消灯します。 ⑤晴天時など、窓際の照度が十分得られる場合は窓際の照明を消します。
	(2) 電気機器等の使用	①昼休みや外出時等は、使用していないパソコンやOA機器等の電源を切ります。 ②使用していないテレビやビデオ等は、主電源を切ります。 ③各職場の最終退庁者は、OA機器等の電源が切っていることを確認します。
	(3) 冷暖房・空調機器の管理	①事務室内の温度や冷暖房時間は、施設の機能や使用実態等に応じ、適正化を図ります。(夏は28℃、冬は20℃を適正温度とします。) ②カーテンやブラインド等を適切に使用し、冷暖房負荷の軽減を図ります。 ③冷房時の軽装、暖房時の重ね着等、服装の工夫により室内の適正温度を維持します。
	(4) エレベーターの使用	①出来るだけエレベーターは使用せず、階段を利用します。
	(5) 給湯器等の使用、運転管理	①給湯器等は、温度を適正にするなど適切な運転を行います。 ②退庁時や使用していない時間帯は、給湯器等の種火は消します。
	(6) 業務の効率化、労働時間の短縮	①事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図るとともに、定時退庁の促進を図ります。
2. 資源の有効 利用	(1) 水の有効利用	①手洗いやうがい等衛生面や快適な生活に必要な水は使いながら、日常的な節水を徹底します。 ②トイレ使用時の過剰な水の使用を控えます。
	(2) 用紙類の使用量の削減	①会議等で使用する資料の簡素化や、作成部数の適正化に努めます。 ②庁内LANや電子メールを活用し、ペーパーレス化を図ります。

		③印刷、コピーの両面刷りを徹底します。 ④文書及び資料の共有化を図ります。 ⑤各種印刷物は、作成部数を見直し必要最低限とします。 ⑥使用済封筒は、所属間の連絡用として再利用を図ります。
	(3) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	①職員一人ひとりが、ごみの発生抑制と分別リサイクルに取り組めます。 ②物品等は、計画的に購入し、適正な在庫管理を行います。 ③備品等の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。 ④事務用品、機器等を購入する場合は、その必要性を考慮し適切な量を購入します。
	(4) グリーン購入の推進	①調達総量を出来るだけ抑制し、物品等の合理的な使用に努めます。 ②環境に配慮した物品調達（グリーン購入）を推進します。 ③使い捨て商品の購入を、極力避けます。
3. 公用車の適正利用	(1) 公用車利用の合理化、走行量の抑制	①公用車の走行ルート of 合理化、運行状況の把握、相乗り等公用車の効率的な利用を促進します。 ②自転車の利用を図ります。
	(2) クリーンエネルギー自動車の導入	①公用車にハイブリッド自動車等のクリーンエネルギー自動車を導入します。
	(3) エコドライブの徹底	①駐停車時のアイドリングストップを徹底します。 ②経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかし等をしないよう徹底します。 ③タイヤの空気圧点検を定期的に行います。 ④不用な荷物は、積まないようにします。

2. 公共事業における取り組み項目

市が行う公共事業は、一般事務に比べ環境への影響が大きいとともに、環境に配慮した行動が求められています。公共事業を行う各課等は、以下に掲げた項目についての取り組みに努めるものとします。

取組項目	
1. 環境負荷低減の推進	①環境にやさしい工事資材を積極的に利用する。 ②環境負荷低減型の建設機械を使用する。 ③自然環境と調和した施設の整備を図る。
2. 省エネルギーの推進	①施設を建設する際は、自然光を活用できるような設計を行う。 ②低消費電力、センサー式の照明機器の導入に努める。 ③深夜電力を利用した機器の導入を検討する。 ④屋上やベランダ等の緑化を推進する。 ⑤ボイラー等を更新する際は、省エネルギー型を導入する。 ⑥効率的な作業方法を検討し、工事に伴うエネルギー消費を最低限に抑える。

3. 新エネルギーの導入 推進	①太陽光、風力等のクリーンエネルギーの採用を優先的に検討する。
4. 耐久性を向上した構造物への転換推進	①長寿命化コンクリート・舗装を採用する。
5. 資源の有効利活用推進	①再生資材の利用を積極的に行う。
6. 水の有効利用促進	①浸水性舗装等、雨水浸透施設の設置を図る。 ②雨水の有効利用を、検討する。 ③節水こま、自動水栓等の節水機器の導入を図る。

3. 環境に配慮した物品等の購入に関する取り組み

環境に配慮した物品を調達するため、市が行う物品調達については、別紙「本宮市グリーン購入の推進に関する基本方針」に基づき、適正な調達を実施するものとする。

4. 職員の環境保全意識の向上

本計画を推進するにあたって主体的に役割を担うのは全ての職場であり、全ての職員です。地球温暖化防止対策に関する情報提供等の支援を図るとともに、職員意識の向上に努めます。

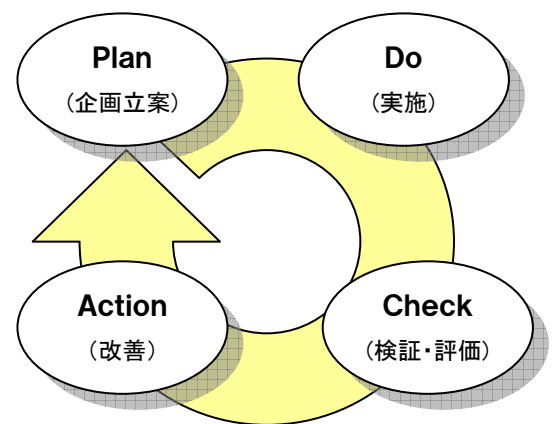
第4章 計画の推進と実施状況の点検・評価・公表

1. 推進体制

本計画の実効性を高めるため、「本宮市地球温暖化防止対策本部」等を設置し、PDCAサイクルによる推進を図ります。

2. 推進方法

現在、本市では、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証登録を目指しています。実行計画の推進にあたっては、この環境マネジメントシステムの手法を活用し電気、ガス、水道、燃料等の使用量把握と併せ、削減目標の設定、実施状況の確認等を行いながら推進します。



3. 計画の実施状況等の公表

本計画の取組内容や、温室効果ガスの排出量等については市のホームページ等で毎年公表します。

参考資料

■温室効果ガスの性質

温室効果ガス	発生源	性質等
二酸化炭素(CO ₂)	人間の諸活動における化石燃料(ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油、石炭等)の燃焼に伴い排出される。地球温暖化への影響の9割を占めるといわれる。	・無色、無臭
メタン(CH ₄)	湿地、沼、水田及び牛等の反すう動物から発生する割合が半分以上を占め、その他、廃棄物の埋立に伴い発生。	・無色、無臭、引火性の気体 ・天然ガスの成分
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の排ガス、化石燃料の燃料及び窒素肥料の分解等により発生。	・無色、麻酔性の気体 ・医療用、ロケット燃料としての用途がある。
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	当該物資入りのスプレー剤の使用及び冷蔵庫、エアコンからの漏出により発生。	・化学的に安定
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体、電子部品の洗浄に伴い発生。	・化学的に安定 ・電気絶縁性が高い
六ふっ化硫黄	電気絶縁用気体として当該物質が封入されている変電施設から発生。	・化学的に非常に安定 ・電気絶縁性が非常に高い

■本宮市グリーン購入の推進に関する基本方針

地球温暖化問題や廃棄物問題などの環境問題を解決し、循環型社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄型の社会システムを見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。

事業者であり消費者でもある本宮市が、環境負荷の低減を図るため、業務を行うに当たり必要となる物品、役務等の調達について、環境に配慮した物品調達（以下「グリーン購入」という。）を推進することは、市民等の環境に配慮した物品等への需要の転換を促すこととなります。

また、グリーン購入に関する取組を推進するため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）も制定されており、各地方自治体も環境物品等の推進に努めることが求められています。

このような状況を踏まえ、本宮市におけるグリーン購入についてのより一層の推進を図るため本基本方針を定めます。

1 目的

グリーン購入法に基づき、本宮市がグリーン購入を推進することにより、日常業務から生じる環境負荷の低減を図り、持続的発展が可能な社会の形成に資することを目的とします。

2 用語の定義

(1) 環境物品等

環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務であって、次の判断の基準のいずれかを満足するものをいいます。

- ア. 再生された材料や再生しやすい材料を使用しているもの
- イ. 使用時の資源やエネルギーの消費の少ないもの
- ウ. 修繕や部品交換・詰め替えが可能なもの
- エ. 梱包・包装が簡易なもの
- オ. 分別廃棄やリサイクルがしやすいもの
- カ. 耐久性が高く長期間使用が可能なもの
- キ. 製造・使用・廃棄の段階で、環境への負荷が小さい物質の使用、排出が少ないもの
- ク. 第三者機関の認定する環境ラベルを取得したもの

3 グリーン購入の推進に当たっての基本的な考え方

- (1) 従来から考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮することとします。
- (2) 調達総量を出来るだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用に努めるものとします。
- (3) グリーン購入の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮することとします。

4 グリーン購入の推進方法

- (1) グリーン購入の推進に当たっては、毎年度、品目ごとに当該年度の調達目標を定めながら、総合的かつ計画的に推進します。
- (2) グリーン購入の実施状況は定期的に公表します。

5 適用範囲

本基本方針は、原則として本市全ての組織に適用するものとします。

6 実施時期

平成21年7月1日